

第十九回国会
衆議院

通商産業委員會議録第四十一号

昭和二十九年四月二十八日(水曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君
理事 久雄君 理事 中村 幸八君
理事 福田 一君 理事 山手 満男君
理事 加藤 鏡造君
小川 平二君 小金 義昭君
始関 伊平君 田中 龍夫君
村上 勇君 笹本 一雄君
長谷川 四郎君 柳原 三郎君
加藤 清二君 伊藤 卯四郎君
中崎 敏君 川上 貫一君

出席同務大臣

通商産業大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

通商産業事務官 岩武 照彦君
(大臣官房長)
通商産業事務官 徳永 久次君
(重工業局長)
通商産業事務官 馬郡 巖君
官(重工業局)
車両課長 谷崎 明君
専門員 越田 清七君

委員外の出席者

通商産業事務官 馬郡 巖君
官(重工業局)
車両課長 谷崎 明君
専門員 越田 清七君

四月二十八日

委員井手以誠君辞任につき、その補
欠として齋木重一君が議長の名で
委員に選任された。

本日の会議に付した事件

自転車競技法等の臨時特例に関する
法律案(大西禎夫君外十六名提出、
衆法第二四号)

○大西委員長 これより会議を開きま
す。

本日は、昨日の理事会の申合せによ
りまして、まず自転車競技法等の臨時
特例に関する法律案を議題といたしま
す。質疑の通告がありますのでこれ
を許します。柳原三郎君。

○柳原委員 私は簡単に、主としてこ
の法律の第二条の問題について質問を
いたします。

この二条の法文を読みますときに、
競輪の施行者の納める納入金の受入れ
とか、あるいは機械工業の振興に必
要な融資のための銀行その他の金融機
関に関する資金の貸付、機械工業の振
興を目的とする事業に対する補助金の
交付、その他機械工業の振興をはかる
ために必要な業務等、相当広汎にわた
る業務を、自転車振興会連合会が主務
大臣すなわち通産大臣の定める計画及
び指示に従って業務を行って行く、こ
ういうことになっておりますが、また

第二条の四項を見ますと、前項の業務
は商工組合中央金庫が主務大臣の定め
る計画及び指示に従って委託業務を行
う、こういうことになっております。

これを要約すると、自転車振興会連合
会というものは中間に浮いて参りまし
て、結論として主務大臣の計画及び指
示に従って中央金庫というものが業務
を行って行くということになります。

その業務は先ほど言いましたように、
納入金の受入れからいへば、な事業を
行つて行くのであります。そういうと
きに主務大臣はその納入金、事業等の

運用について何か諸機関を設けて、
それと相談しつつこれを運営して行く
気があるかどうか、そういう点につい
てお答えを願いたいと思ひます。

○福田(一)委員 ただいまの御質問
は、場合によつては、法律が通つた場
合において政府としてそういう諸機関
をつくるような意向があるかという
ふうにもとれますが、御質問の趣旨は
おそろくそういう意味ではないと思ひ
ます。何かこの運営にあつては特
に諸機関のようなものを設ける意思
が法案の中に出ておらないので、それ
はどういうふうになつておるかとい
う御質問かと存じますので、お答えを申
し上げてみます。

この点につきましては、ただいま御
質問がございましたように、この法案
は中小機械工業の設備の近代化、機械
の生産技術の向上でありますとか、あ
るいは機械輸出の増進でありますとか
か、その他機械工業の振興をはかる
という大きな目的になつておりま
して、必ずしも自転車だけを対象にい
たしましてこの法案が立案されてお
らないのであります。従いまして振興会
に金が入りますけれども、実際の業務
は商工中金が行いまして、さらにまた
これを通産省が監督するというやり方
になつておるわけでありまして、しか
しそのようにいたしますと、何か中金あ
たりがつかつてなことをしてしまふやう
な疑義が生ずるのであります。そう
いう点は御心配の通りでございます
ので、これにつきましては、通産省に關

係官庁の職員及び学識経験者をもつて
組織いたします協議会をつくる予定に
相なつておるのであります。そうして
資金の運用についてはこの協議会の意
見を尊重いたしましてこれが運用をは
かつて行くつもりでございます。協議

こういうことだから私は当然入れてもいいのではないかと、こう考えるのでありまして、これはわれ／＼が提案したことになっておりますので質問もどうかと思ひますけれども、気づきましたので申し上げるものであります。ぜひともこれを加えるべきだという考え方でございませう。どうかお加えくださるようにはつきりと御答弁をお願いいたします。

○福田(一)委員 長谷川先生は、衆議院の議連の委員もなすつていらつしやるので、議会の運営については非常な専門家であらせられるのでありますから、私がここでそういうことを御答弁を申し上げてはかえつて失礼にあたるかも知れませんけれども、衆議院の専門員といふものは、われ／＼のためにすべての問題につきまして専門的な知識を連絡あるいは供給せよというふうな意味があるのではないかと思ひます。そういう人たちがはたしてこういうふうな協議会の委員になられた場合に、特殊の何か利害関係を代表するやうなことになるのはいかゞどうか、もちろん専門員の方はたいへんりつばなお方でありまして、個人的にはこういうものの中に入つていただいて働いていただければ非常に効果があるかとは存じますが、しかしその場合において、専門員の資格をお持ちになりながらこういうところに入られることが議会の関係上どうなるか、こういうふうなことも考えましたので、実はもう少し勉強させていただきたい、かように申し上げたのであります。

○柳原委員 この法案に関連いたしました、中小企業金融公庫の中に、昭和二十八年度分として自転車産業振興費

から四億円が出資されておりますが、その四億円の運営の状況とか、また回収金の今後の措置等について質問があるものであります。これは大臣が政務次官に聞くのが妥当と思ひますので、この質問を留保いたしまして私はこれでやめませう。

○大西委員長 大臣がもう少ししたら来るのでありますから、そのときにお答へするようにいたします。

次に中崎敏君。

○中崎委員 実は先日来のごた／＼といひます。社会党の方では各委員会における審議については、不信任案が通過するまでの見通しとして、諸般の事情を慎重に検討しながらやつて行くという考え方がおつた。ところがちやうどさうしておつたときに、この委員会が開かれておつたやうで、この自転車競技法に関する提案説明をされたというのですが、まだ審議にして私その説明を聞いていないのです。そこでたいへん恐縮であります。この法案についての説明を一応お聞きして、そうして検討して行きたいと思ひるので

○福田(一)委員 ちやうど仰せの通り

のやうな事情がございまして、私が提案理由を説明申し上げましたときには、御出席の方も少かつたのでござい

ますから、あらためて重ねてその骨子だけをひとつ御説明申し上げまして、御理解をお願いしたいと存じます。

ろがそれが今回はできなくなるような状況になつて参りました。しかし競輪と自転車という関係は、切り離しては全然考えることはできないのであります。自転車産業振興の目的で競輪法ができたことは御承知の通りでござい

ならない。こういう意味合いで、この法案をつくるときには時に慎重を期したわけでありまして、そこでも／＼考えてみまして、結局自転車振興会連合会に金を一時納入をさせることにいたしました。しかし振興会がその金を使

ごとくこれらは性質上おの／＼別個の法律をもつて立案されて制定はされておりますけれども、同種類のもの、同じような性格を帯びているものでございませう。そういう意味合いでこれをこの法案のうちに含めることにいたしましたわけでございます。

○中崎委員 商工中金が事実上金の出納をするというものであります。一面においては補助金を出すが、一面においては金を貸す、融資をするという場合とに大体わかれると思ひますが、これは性格的に違ふところがあると思ひます。普通銀行だろと、そのほかの政府の金融機関であるところ、これは一つの方針に従つて出していくのですからいいのです。補助金を出すという場合においては、一面政府の出納である、国家的性格を持つたものであるといふふうに考へるわけですね。それを中金においてするといふことになればおかしいことになるのではないかと。これはむしろ日本銀行といふふうな政府の直接の金融機関においてすべきものではないかというふうに考へられるのであります。この点いかがですか。

○福田(一)委員 たいへんけつこうな御質問でありまして、この法案のうちでも、もし一つの疑義がありといたしますならば、今中崎委員の御質問になつたところがある意味で言つたら一番問題になるべきものかと存するのであ

ります。しかし商工中金というものにつぎましては、これは法律上も国の金を預かります以外の、その他の融資等につきましては、これを代行することができるといふ規定があります。しかし今申されましたように補助金を支出するような事務まで取扱つていいかどうかということになりますと、これは若干疑義を生ずるわけでありま。もちろんこれは国がつくつた機関であり、公の機関ではございますけれども、その点については御説のような疑義が生ずるわけでありまが、しかし私たちがいたしましては、御承知のようになにこれ一年間の臨時立法でござい

ます。
〔委員長退席、中村(幸)委員長代理着席〕
この金が商工中金へ入りまして運用された場合にはございしても、もし一年たちますとその金は一応全部国のものになるというところが、この法律においてきめてあるものでありまして、長きにわたつて商工中金をしてこのような事務を取扱わせることは私はいかかなものであるかと考えたのでありますけれども、法の目的をいたしまして、ところを實現する道として、ただいま考へ得る道といたしましては、まず商工中金あたりを利用するのが一番無難ではなからうかという見地に立ちまして、実はこの商工中金に事務を委託させることといたすか、運営させる、こういうことにはいたしたわけでございますし、この点はひとつその意味で御了承を願ひたいと存じます。

○中崎委員 商工中金をして国家的性格を持つた金の使途をやらせておるといふ先例か何かあるのですか、ことに

これに類するような業務で商工中金がやつておるといふふうな先例があるかどうか。
○福田(一)委員 たとえば信用保険事務の取扱のようなのは商工中金がいたしております。

○中崎委員 次に、協議会ができるというふうなことになるようであるが、その協議会の性格は諮問機関であるのかあるいは決議機関であるのか、その性格をひとつお聞きします。
○福田(一)委員 諮問機関でござい

ます。
○中崎委員 どうもまだ法案の内容を見てないので、質問の要点がどの程度どうしていいかはつきりしないのですが、その協議会の構成はどういうふうになるか。たとえばどういふふうなものをもつて充てるとか、あるいはさらにもう少し掘り下げて言へば、どういふような者を何名程度というふうにするかというふうな、その構成についてはどういふことになつておるか。
○福田(一)委員 その点については大綱は先ほど柳原委員にお答えをいたしましたので、ただいま幸いここに政府委員が出て参りましたので政府委員からお答え願ひます。

○徳永政府委員 私ども今考へておりますのは、この入ります金の性質とそれから金の使い方という面から考へまして、いわば性質と申しますのは予算ではございせんが、予算的な意味合に考へてしまふべきでなからうかというふうなことも考へまして、関係官庁の職員といたしまして、大蔵省の主計局長、それから通産省重工業局長、それから運輸省船舶局長、技術関係といたしましては、工業技術院長、関

係官庁職員からそれだけの者を入れておいた方がいんじやなからうかと考へておるわけでありま。それから使います用途等にかみまして、関係業界の代表といたしまして、自動車業界、自動車産業界、造船関連工業業界、それから一般大工業の業界の代表者を、それ／＼の業界等もござい

ますのでその代表者を委員になつていただいたらどうだろうか、それにあわせて第三者的な意味で一般の学識経験者としていたしまして経済学者かあるいは機械工業の技術者の人々を一兩名お入れ願つたらどうか、それにさらに御承知のように連合会が各個人になつております、いわば金主でござい

ますので、各自転車、小型自動車、モーターボートの連合会、それから実務を扱います商工組合中央金庫、それにこれの実際上金を出します関係になります施行者、それ／＼の顔ぶれにいたしたらいののではないかとこのように考へておるのであります。

○中崎委員 この協議会と自動車振興会連合会ですか、中央会ですか、それとの業務執行上における関連性というものは一体どういふふうになるのですか。言いかえしますと、自動車振興会の勘定を通すということにはなつておるけれども、これはただロボットだけであつて通す一つの機関にすぎない、実際の仕事といふものは協議会をもつて審議するものではないかということになるか、その関連性はどういふふうになるか。
○福田(一)委員 あるいは政府委員の方

がよいかと思ひますが、私からお答え申し上げます。その前に一言申し上げておきますが、御承知のようになにこれは議員立法でございまして、あれ／＼がいろいろ知恵をしぼつて考へた法案でござい

ます。従ひまして皆様方の御意見で非常によい御意見がございしますならば、私も決してこれをあえて固執するものではないのでありまして、その点ひとつまず御了承を願つておきたいと存じます。御質問の趣旨は、自動車振興会というものは単なる通り抜けの金を受入れる機関であつて、しかもそれを通り抜けて行くだけで何も関係がない、そうしてその金というものは、この協議会が中心になつて、そのうして商工中金が実際の事務を代行して行く、こういうふうな形になるかどうか、こういう御質問かと思ひます。

○中崎委員 通る通りなものでありま。お考への通りにわれ

従来の融資に相当する分というふう
に考へておるわけでありませう。その次に
自動車産業につきまして二千五百万円
程度、これはオート・レースの上りは
オート・レースに關係の深いところに
というふうな気分分、数字を見積つて
見ておるわけでありませう。それから
の次に第三の項目といたしまして、中
小機械工業の設備近代化の關係に二億
六千万円程度を充てたらいかかと考
へておるわけでありませう。その次に造
船関連工業の貸付金といたしまして一
億。これは先ほど収入の方で申し上げ
ましたオート・レース・オート競走の關係で
一億七千万円程度収入がございまして、
それをオート・レースと縁の深いとい
申しますか、造船関連工業の方にまわ
すというふうな意味で、一億という数
字が出て来たわけでありませう。それか
ら次の項目といたしまして、技術研究
の向上ということで、研究機關等に出
しますものとして一億五千万円程度を考
へておるわけでありませう。

以上が実態的な問題でございませう
が、あと事務の取扱費とか予備費など
といたしまして、千七百五十万円程度を考
へまして、合計七億五千二百万円とい
うものを、審議院に御相談願つて最終的
にきめるのでありますけれども、今の
ところ、これが目見当として考へてお
るアイテムであります。

○中崎委員 この際通商大臣にちよつ
とお聞きしておきたいのですが、今回
こうした臨時の法案が提案されたとい
趣旨は、何かのずれがあつたのじやな
いかと思ふのです。一箇年間の暫定的
な法案として出されなければならな
かつたことは、何か一兆円予算のわく内
における予算措置をするというふうな

ことも考へられ、また一面において地
方財政とのからみ合い等についてのそ
うした問題から、やむを得ずこうした
措置をとらなければならなくなつたと
思ふのであります。これはもう落んだ
ことだから一応やむを得ないとして、
来年度においては、やはりこうした割
切れないような形において法案がまた
処理されなければならぬようなはめ
になるのかどうか。来年度における一
つの方針、見通しについてお示しを願
ひたいと思ひます。

○愛知國務大臣 ただいまのお尋ねで
ございませうが、これはいろいろの見方
なりあるいは御議論があると思ひま
す。しかし政府といたしましては、自
転車關係の従来の制度を改善した方が
よろしいというところで、予算あるいは
地方財政の關係等についても、予算案
作成のときに先般御審議を願ひ、成立
いたしました予算案として提出をいた
しまして、これが成立をしたわけでご
ざいませう。しかし同時に、それに関連
いたしまして、ただいまも審議者から
る御説明がございまして、たゞいま趣旨
において、臨時に一年間の立法といた
しまして、こういう法律案ができること
になりまして、政府側といたしまし
てもまことにけつこうなことであり
まして、政府が直接競輪關係その他か
らの車券の売上金の一部を直接國庫の
歳入面に予算として取上げるというこ
とよりは、かようなかつこうになりま
した方が、むしろその目的達成上有効
適切ではなからうかと私は考へるわけ
でございませう。

それから一年間の臨時立法について
でございませうが、私どもは今日の状況
におきまして、議院からかういふふ

うな臨時的な立法にせられましたこと
はけつこうなことだと思ふのでありま
す。明年度におきましては、今後一年
間の景況等を見ましてから、政府とし
てのこれに対する考へ方をそのときに
別途慎重に検討させていただきたいと
考へます。

○中崎委員 腰だめの試みであるの
だということではどうも納得が行か
ないと思ふのです。言いかえまして、今
年は多少の手違ひもあつてかういふ
うに措置せざるを得なくなつた。これ
は地方財政に行くというふうなことに
はつきりなつておるのか、あるいはた
だ宙ぶらりんにこれだけの金が浮いて
おるのか、いづれにしても自転車振
興のためにある程度の金は使つて、さ
らにもう少し広げて、中小機械工業全般
の進展のためにこの金を使うのだ、こ
ういふ考へ方にはわれ／＼も賛成な
です。ただその措置として、一定の政
府予算の中に含まれて、そうしてこの
金が有効適切に――目的としてはその
ものに使われていくのです。ただ金の
取上げ方、出し方が自転車振興会とい
うふうな、いわゆる私生児みたいなも
のに大きな役割を果させなければなら
ぬような不自然な姿でなしに、ほんと
うに堂々と公社なら公社をつくり、あ
るいは政府が自分の手で取上げるなら
取上げて、その金を日本銀行なら日本
銀行を通じて正規に堂々とやるのが私
は正しい姿だと思ふのです。これが腰
だめの、この機構がいいか悪いかわ
つてみるというのでなしに、やむを得
ない事情によつてかういふ措置をする
のだ――来年からは根本的に考へ方を
かえて、あるいはもつと簡単にして行
くのか、あるいはまたそうでなしに、

公社なら公社をつくつて、そうして相
当長い期間それによつて運用するとい
うように、腰をすえて行くのか、そこ
らの考へ方をひとつお聞きしておきた
いと思ふのです。

○愛知國務大臣 これは補助金等整理
に關する法律におきまして、いろいろ
の経緯から御承知のように一年間の
臨時立法になつておりますので、それ

転車産業に還元されて行くべきものであると思いますが、それについて大臣はどのように考えておられるかというのを承つておきたいのであります。

○愛知国務大臣 昭和二十八年度の中
小企業金融公庫に対する出資の場合に、御指摘のように自転車産業振興費四億円が吸収された。この経緯は、私も当時大蔵省におりましたよく承知いたしております。そこで本年の三月三十一日現在におきまして実際の状況はどうなつてゐるかということを調べてみたのでありますが、設備資金におきまして二億七千五百五十万円、運転資金一億二千九百五十万円、件数におきましてはそれ／＼百六件、五十五件、合計百六十一件という貸出しになつております。これから、御指摘の通り回収金が出るわけですが、この回収金につきましては、四億円の吸収されたときの経緯からいたしまして、私も当然御指摘の通りに考えるべきものと考えます。ただいまその御趣旨に沿うて処理いたすように、中小企業庁その他関係の事務当局間におきまして具体的な打合せを進行中でございます。
○大西委員長 本日はこの程度にして散会いたします。
次会は明後三十日午後一時より開会し、疏安関係法案及び航空関係法案その他について審議いたす予定であります。

午後零時二十四分散会

昭和二十九年五月四日印刷

昭和二十九年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局